

アジアネットワーク参加国における使用済み電気・電子機器 (UEEE) の輸入規制の状況（2024 年 10 月時点）

下の表は、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク参加国における使用済み電気・電子機器 (UEEE: Used Electrical and Electronic Equipment) の輸入規制の状況を整理したものであり、アジアネットワークワークショップにおける各国の発表資料等を基に、参加国のパーゼル担当官の間での共通理解獲得を目的として事務局が作成したものである。各国の担当官の確認を得たものであるが、各国の輸入規制情報は定期的に更新されるため、実際の輸出においては、各国の規制当局のウェブサイト等に掲載されている規制情報を確認されたい。

< 凡例 >

*UEEE と e-waste の該非判断基準：（１）製造からの年数、（２）外観、（３）製品情報（モデル、ブランド、製造番号）、（４）梱包状態、（５）機能性、（６）契約、（７）中古市場の存在

国・地域	根拠法	使用済み電気・電子機器 (UEEE) の輸入に係る施策			UEEE と e-waste の該否判断基準*						
		対象品目	権限ある当局	要件：（１）リユース目的（ダイレクト・リユース含む） （２）修理及び改修目的	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
ブルネイ	有害廃棄物（輸出、輸入、移送）規則（2013 年）	UEEE(AITI によって規制されているものを除いて、UEEE は e-waste に該当)	開発省 環境・公園・レクリエーション局	AITI によって規制されているものを除いて、UEEE は目的に拘らず e-waste に該当し、輸入は認められていない。	無し						
	電気通信規則（2001 年）	中古品を含む電気通信及び/又は無線通信に係る機器	情報通信技術産業局 (AITI)	電気通信及び/又は無線通信に係る機器を輸入する個人又は販売事業者は AITI から許可証を得る必要がある。							
カンボジア	電気・電子機器廃棄物管理に関する閣僚会議令 16 号（2016 年 2 月 1 日）	UEEE 全般	環境省	(1) UEEE の一部は有害廃棄物に分類され、リユース目的の UEEE の輸入は、環境省からの許可が必要。 (2) 修理又は改修目的の UEEE の輸入は、認められていない。 (3) 電気・電子機器の製造業者及び輸入業者は、電気・電子機器が廃棄物になった場合に引取りを実施する責任を負うことが求められており、規制対象となる電気・電子機器の種類は、現在策定中の他の法的文書（宣言/Prakas）で定義される予定である。	✓	✓		✓			
	禁止及び規制対象財のリストの執行に関する閣僚会議令 370 号（2023 年 12 月 28 日）										
	環境天然資源法（2023 年 6 月 29 日）										
香港（中国）	廃棄物処分規則 (WDO)（香港法令第 354 章）（2018 年改訂）	(a) 別表第 6 に掲げられている全ての廃棄物（汚染されておらず、再加工、リサイクル、リカバリー作業、又はリユース目的 (b) 別表第 7 に掲げられている廃棄物、又は別表第 6 で明確化されていないもの (c) パラ (a) 又は (b) の記述に該当しない全ての e-waste。	環境保護署 (EPD)	(1) 電気・電子機器廃棄物を輸出入する全ての主体は、事前に EPD の許可を得ることが必要。 (2) 有害成分を含む UEEE（例：テレビ、PCB モニター、電池等）と当初の所有者により放棄された e-waste は、修理を経ずに当初の意図のとおりリユースされる場合でなければ、廃棄物の輸出入規制の対象となる。	✓ ¹	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	有害成分を含む UEEE の輸出入に関する助言（2018 年 7 月）	有害成分を含む UEEE	環境保護署 (EPD)	(1) 輸出入業者は、香港への輸出前に遵守状況の確認のため、UEEE について以下の措置を取ることが強く奨励される。 (i) 輸入国の中古品市場において実需のある比較的新しいモデル又は年式のものを選定する。どのような場合においても、製造日から 5 年を超えたものは避けることが望まれる。 (ii) 輸出先における技術仕様と安全基準を満たしており、輸出前において消費者によるリユース（ダイレクトリユースを含む）に適した良好な状態であるよう、UEEE を点検、修理、修復、検査する。損傷物や機能しないものは、荷積みしてはならない。 (iii) ブランド名、モデル、製造番号、製造日、問題や損傷箇所、遵守確認検査の日付と結果、検査に責任を有する企業の詳細等を含め、各使用済み品について、その点検、修理、検査の結果を適切に記録する。検査は輸入国に行く 2 年以内前に実施され、全ての情報は関連規制当局による監査やチェックのために公表されるべき。 (iv) 輸送中や荷積み・荷降ろし中の損傷から保護するため、各製品に適切かつ十分な個別包装を施す。製品が特定できるように、梱包物に判読可能なラベルやサインを添付する。必要に応じて当局に対し、梱包状態の写真を提供する。 (v) 適切な中古売買が行われるようにするため、輸入国の関連当局との間で、事前の契約の協定を締結する。使用済み品の輸入が可能か、販売目的の中古品として荷受人や買い手が輸入することについて、輸入国の当局が確認する。							

¹ 5 年以内。

国・地域	根拠法	使用済み電気・電子機器 (UEEE) の輸入に係る施策			UEEE と e-waste の該否判断基準*						
		対象品目	権限ある当局	要件：(1) リユース目的（ダイレクト・リユース含む） (2) 修理及び改修目的	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
				(2) 有害成分を含む UEEE（例：テレビ、PCB モニター、電池等）と当初の所有者により放棄された e-waste は、修理を経ずに当初の意図のとおりリユースされる場合でなければ、廃棄物の輸出入規制の対象となる。							
	e-waste と中古品の判断基準	当初の所有者により放棄された規制対象となる UEEE（エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、PC、プリンタ、スキャナー、モニター）	環境保護署 (EPD)	(1) 試験／修理を経て、国内外で当初の目的でリユースされる e-waste で、適切に取り扱われるもの（例：適切な梱包等により保管や輸送中の損傷から保護されている）ものは、WDO の規制対象とならない中古電気・電子機器とみなされる。中古品の試験や修理の記録は適切に維持し、当局の求めに応じて提出が必要。 (2) 有害成分を含む UEEE（例：テレビ、PCB モニター、電池等）と当初の所有者により放棄された e-waste は、修理を経ずに当初の意図のとおりリユースされる場合でなければ、廃棄物の輸出入規制の対象となる。							
インドネシア	商業省規則 2021 年 44 号「中古資本財の輸入に関する 2018 年 118 号の改訂」（2021 年 7 月 16 日）	使用済み資本財（商業用の資本財、又は何かを生産或いは使用が可能な財、又は修繕、再製造、多機能化される財で、スクラップではないもの） ²	商業省貿易管理局	輸入される中古資本財は、本規制の対象になる。中古の資本財に限り、直接使用する企業や保税地域で修理を行う企業による輸入が認められている。状態は、一回の梱包で使用可能であり、まだ機能しており、製造年から 5 年以内であり、最新の仕様であること。輸入にあたっては、商業省貿易管理局長からの認可が必要。	✓	—	✓	✓	✓	—	—
日本	使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（2013 年 9 月）	すべての UEEE	環境省	(1) 輸入に関しては規制なし。中古品判断基準を満たした UEEE のみダイレクトリユース目的で輸出が可能。 (2) 修理・改修目的での UEEE の輸出入に関する規制はなし。	✓ ³	✓ ⁴	—	✓ ⁵	✓ ⁶	✓ ⁷	✓ ⁸
ラオス	汚染管理に関する環境省決定 2021 年 1687 号	すべての e-waste	環境局	化学物質に汚染されている廃棄物、放射性廃棄物、電子廃棄物、使用済みバッテリー等の有害・有毒廃棄物の輸入は、認められていない（第 8 条）。							
マレーシア	マレーシアにおける UEEE の越境移動に関するガイドライン	UEEE 又はその部品（e-waste（SW110）の定義に該当しないもの、又は 2005 年環境法の下で規定されている指定廃棄物により汚染されていないもの）	エネルギー・科学・技術・環境・気候変動省 環境局 (MESTECC-DOE)	(1) 製造日から 5 年以内の UEEE はダイレクトリユース目的で輸入が可能 (2) 関連当局からのライセンス取得のため、以下が必要。 - 輸入された UEEE の修理・改修に関するプロセスの概要と関連するフロー図 - 輸入者と OEM (Original Equipment Manufacturer) の間での有効な契約書（有害廃棄物の管理や報告等に関する双方の義務や責任を記載したもの） - 輸入者による署名付きの宣誓書と詳細を記載した文書	✓ ⁹	✓	✓	✓	✓ ¹⁰	—	—
ミャンマー	商業省通知 2020 年 36 号	輸入される中古機器	商業省 貿易局	- 主に零細企業、中小企業を対象に、生産量や生産能力の向上を支援し、投資コストを削減することを目的にしている。 - 家電製品（冷蔵庫、エアコン、洗濯機、コピー機、テレビ等）のように、生産工程に関係のない機器の輸入は認められていない。 - 輸入される中古機械は、生産工程で直接使用されるものに限られ、再販売や小売を目的とした輸入は認められない。 - 工業監督検査局が検査手続きの中心となる。	✓ ¹¹	✓	✓ ¹²	—	✓ ¹³	✓ ¹⁴	—
	有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動に	有害廃棄物	天然資源・環境保全省環境保全局	環境上適正な管理を確保する技術が存在しないため e-waste の輸入は認められない。							

² 再製造目的ではないモニターを含む。

³ 関連するガイドラインにおいて、エアコン、テレビについては 15 年まで、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機については 10 年までと推奨されている。

⁴ 破損や傷、汚れがないこと（大幅な修理が必要な場合は中古使用とは見なされない）※家電製品ごとの具体的な基準はない。

⁵ 荷姿等が適切であること（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）。

⁶ 契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること。 ※契約書等には、次の 1 及び 2 が記載されていること 1. UEEE の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む） 2. 部品取りされない旨

⁷ 輸入国において当該製品の中古市場があること。

⁸ 通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること。

⁹ 5 年以内。

¹⁰ リユース目的。

¹¹ 直接使用されるものであり、修理・改造されたものでないこと。10 年以上使用されていないこと。

¹² ブランド名、容量、モデル、製造年月日、原産国、使用燃料の種類。

¹³ 機械の容量が 80%以上であることと、出荷前 6 ヶ月以内に機械の稼働状況に関する出荷前検査証明書の提出が必要。

¹⁴ 販売契約書または請求書に、機械の詳細な仕様が記載されている必要がある。

国・地域	根拠法	使用済み電気・電子機器 (UEEE) の輸入に係る施策			UEEE と e-waste の該否判断基準*						
		対象品目	権限ある当局	要件：（１）リユース目的（ダイレクト・リユース含む） （２）修理及び改修目的	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	関する手続										
フィリピン	天然資源環境大臣規則 2013 年 22 号（有害廃棄物の管理に関する手続と基準の改訂）	WEEE/e-waste、又は UEEE	天然資源環境省 環境管理局	リユース目的（ダイレクトユースを含む）及びリサイクル/リカバリー	WEEE と UEEE の区別はなく、両者とも e-waste に該当。						
シンガポール	「e-waste と UEEE の輸出入管理について」（情報通信開発庁及び国家環境庁通知）	UEEE 及び WEEE	国家環境庁 (NEA)	(1) リユース目的 - 輸出入向け：認可された第三者検査機関による調査報告書（輸出国で発行されたもの）で、出荷前にすべての UEEE が良好な動作状態にあることを示す。輸入業者は、購入した UEEE が再利用目的であることを証明するものとする（すなわち、機器の市場がすぐに存在すること）。 (2) 修理及び改修目的： - 輸入向け：輸入業者は、電子機器メーカーと契約を結び、その機器を修理・再生していること。輸入業者は修理施設を有していること。輸入業者は、修理・再生された機器が販売店を持っていること（すなわち、市場にすぐに出せる状態であること）を証明しなければならない。最終処分を目的とした UEEE の輸入は認められない。 - 輸出向け：輸出業者は、UEEE の所有者であり、海外の修理及び改修施設と機器の修理及び改善に関する契約を締結していること（海外の修理及び改修施設は、輸入国で認可された施設であること）。 (3) リサイクル及び資源回収目的： - 輸入向け：輸入国の権限ある当局からの輸入許可が必要。輸入業者は、リサイクル施設を有していること。申告されている輸入対象物の確認のため、船積み前の検査報告書が必要。輸入業者は、e-waste が有害廃棄物及び非有害廃棄物に分類される場合、バーゼル輸入許可を申請しなければならない（2025 年 1 月 1 日より発効）。 - 輸出向け：輸入国の権限ある当局からの輸入許可が必要。輸入業者は、リサイクル施設を有していること。輸出業者は、e-waste が有害廃棄物及び非有害廃棄物に分類される場合、バーゼル輸出許可を申請しなければならない（2025 年 1 月 1 日より発効）。	－	－	－	－	✓	✓	✓
タイ	工場局通知（2007 年 9 月）「有害物質とみなされる UEEE の輸入基準について」	有害物とみなされる UEEE（32 種類）及びそのパーツ・部品（31 種類）	工業省 工場局 (DIW)	UEEE の輸入が許可されるための条件は以下のとおり。 (1) リユース目的 条件：特別な用途のための必要な機能があり、その妥当性や適用性を示すこと。部品やパーツが元々の形で残っており、破損箇所を交換するためのスペア品の輸入であることを証拠とともに必要性を示すこと。 (2) 修理目的(修理目的での再輸入、国内での修理及び改修目的での暫定的な輸入) 条件：その期間を通知し、リユース不可の破損品が発生した場合は返送する旨、輸出者が同意していることを示す保証書が必要。また、輸出日から 30 日以内に破損品に関する文書の提示が必要。タイ国内で製造された UEEE を除いて、これらの破の返送は不要だが、現地の施設で処理する必要がある。 (3) 同様の目的で修理又は改修するための輸入 条件：コピー機器やその部品(トナー等)は受け入れ可能。	✓ ¹⁵	－	－	－	－	－	－
ベトナム	政令 2018 年 69 号 (No.69/2018/ND-CP) 「外国貿易管理」（2018 年 5 月）	輸入禁止リスト（別表 I）に掲げられている輸入品目	商工省 情報通信省	別表 I に掲げられている品目は用途に拘わらず輸入が禁止されている。	基準なし						
	首相決定 2019 年 18 号 (No.18/2019/QD-TTg) 「使用済み機械設備及び製造ラインの輸入」	別表 I に掲げられている HS コード 84 に分類されている使用済み製造ライン	科学技術省 地方税関局	中古の機械・器具は、以下の条件を満たす場合に輸入することができる。 1. 機器の使用年数は 10 年を超えてはならない。一部の特定分野の機械・機器については、本決定の附則 I に機器の経過年数が明記されている。 2. 以下の基準に従って製造されていること。 - 安全、省エネルギー、環境保護に関する国家技術規則（QCVN）の規定。 - 輸入機械・機器に関連する QCVN がいない場合、輸入機械・機器は、ベトナムの国家規格（TCVN）又は、G7 国又は韓国の安全性、省エネルギー、環境保護に関する国家規格の技術仕様に従って製造されなければならない。	✓ ¹⁶	－	✓	－	✓	－	－

¹⁵ 改修目的の場合、トナー・カートリッジ及びフューザーモジュールを除くコピー機とその部品は 5 年まで、その他の UEEE は 3 年まで。

¹⁶ 別添 I に記載の機械設備は 20 年まで、その他の機器は 10 年まで。

国・地域	根拠法	使用済み電気・電子機器 (UEEE) の輸入に係る施策			UEEE と e-waste の該否判断基準*						
		対象品目	権限ある当局	要件：(1) リユース目的（ダイレクト・リユース含む） (2) 修理及び改修目的	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	中古情報技術製品の輸入禁止リストとその HS コードに関する通達 (11/2018/TT-BTTTT)	附則に掲げられている HS コードの 84、85 類に分類されている UEEE	情報通信省 地方税関局	- UEEE の輸入を防ぐための重要な法的根拠である。 - 輸入が禁止されている中古情報技術機器のリスト（付録）は以下のとおり。 ◇ 中古プリンタ ◇ コンピュータ ◇ 携帯電話 ◇ LCD/CRT スクリーン	基準なし						